

前橋市いじめ防止基本方針

平成30年4月改定

前橋市教育委員会

目 次

はじめに	1 ページ
I 前橋市のいじめ対策	
1 基本理念	1 ページ
2 組織等	2 ページ
(1) 市教委の組織	
(2) 各学校の組織	
II 前橋市教育委員会の取組	
1 「いじめを防ぐ」、「いじめを起こさない」取組	4 ページ
(1) 教育活動の充実	
(2) 研修や啓発活動の充実	
2 「いじめに気づく」、「いじめを見逃さない」取組	8 ページ
(1) 早期発見	
3 「いじめを解決する」、「再びいじめを起こさない」取組	9 ページ
(1) いじめが疑われる事態が発生したときの対応	
(2) いじめと判断したときの対応	
(3) その他	
4 重大事態発生時の対応	11 ページ
○ いじめ対策に関する対応図	12 ページ

はじめに

前橋市教育委員会は、平成24年10月に「いじめ撲滅宣言」を策定し、さらに平成25年度には「いじめ対策室」を設置して、学校や家庭、地域社会と連携し重大な人権侵害であるいじめの根絶に取り組んできました。

このような中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布、同9月に施行され、これに基づき10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が、平成25年12月には「群馬県いじめ防止基本方針」が出されました。これらを受け前橋市教育委員会は、平成26年5月に「前橋市いじめ防止基本方針」を策定し、平成27年4月にはいじめの重大事態に対応するために「学校問題対策専門委員会」を設置しました。

このたび、平成29年3月に国の方針が改定されたことから、本市の現状等を踏まえいじめ対策のさらなる充実と効果的な推進を図るため、「前橋市いじめ防止基本方針」を改定することといたします。

I 前橋市のいじめ対策

1 基本理念

「学力とともに、人間力、そして心を育てる教育を進めます」

(「いじめ撲滅宣言」の基本方針より)

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうるものです。特に嫌がらせやかからかい等の「暴力を伴わないいじめ」については、ほとんどの子供達が加害者にも被害者にもなることがわかっています。軽い気持ちや冗談のつもりで言った何気ない一言が、相手を傷つけることも少なくありません。また、周囲の無関心さや安易な同調が、悪ふざけやかからかいを重大ないじめに変容させてしまうこともあります。その結果、いじめに遭った子供達が不登校や引きこもりになってしまうこともあります。さらには自らの命を絶つという痛ましい出来事も報告されています。このことから、いじめの防止は子供達の命を守ることにもつながる緊急で重要な課題であるという認識をもち、学校や保護者、地域、関係機関などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら対応していく必要があります。

特に学校においては、子供達一人一人に、いじめを許さない、いじめに負けない心情をしっかりと育てるとともに、集団全体にいじめに向かわない雰囲気形成されるよう、すべての教育活動を通して、組織的・意図的・計画的に取り組んでいくことが重要です。また、教職員は日頃から子供達一人一人の実態をきめ細かく把握し、いじめが発生した場合には、迅速かつ的確に対応しなければなりません。

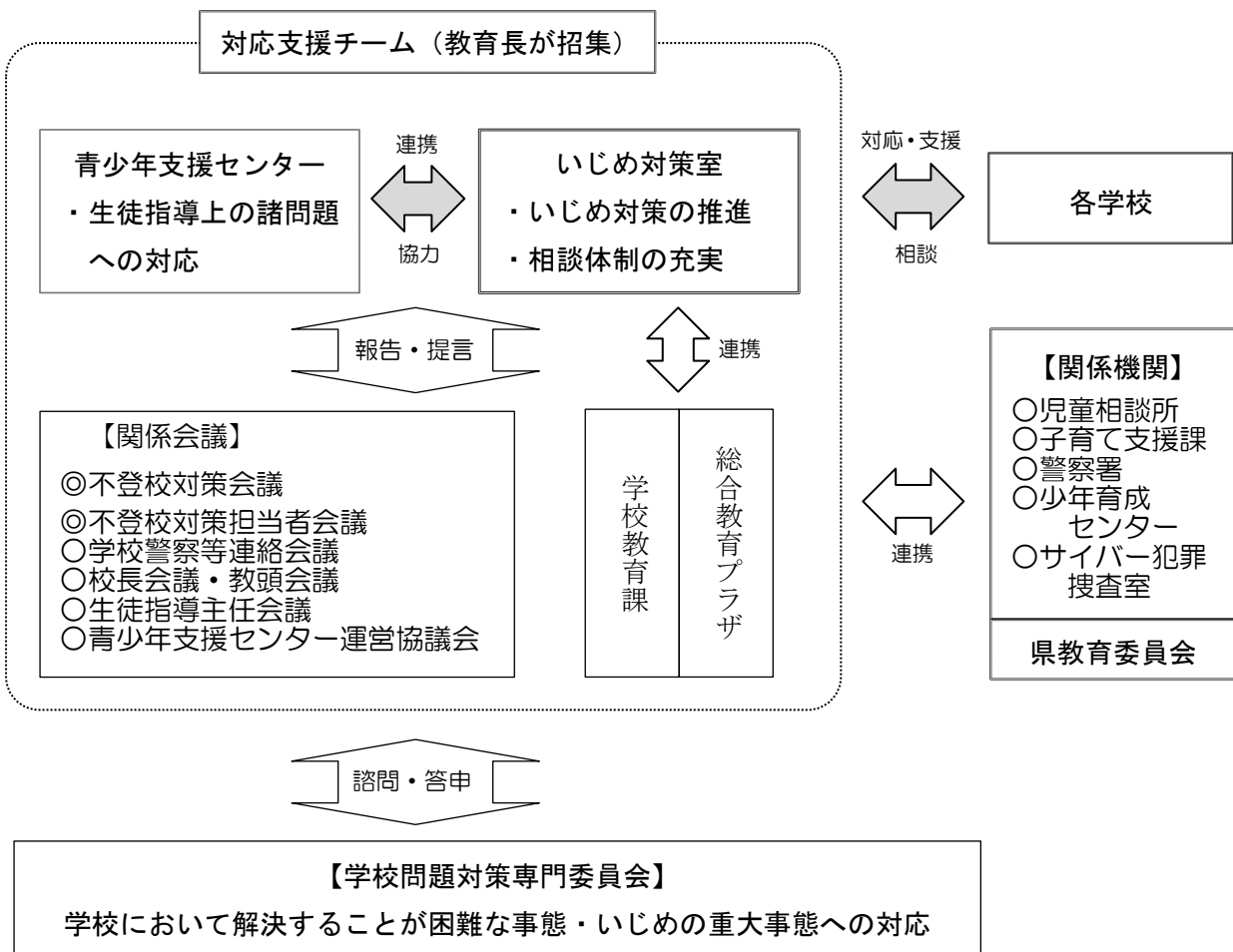
これらを踏まえ、前橋市教育委員会は、関係機関と連携・協力し、子供達が互いに認め合い、安心して生活できる環境を整えることにより、子供達の自己実現に向けて学力、人間力そして心を育てる教育を進めます。

2 組織等

本市におけるいじめ対策は、青少年課いじめ対策室が所管し、青少年支援センターほか市内関係各課、県教育委員会、外部関係機関・団体等との緊密な連携のもとに効果的な推進に努めます。

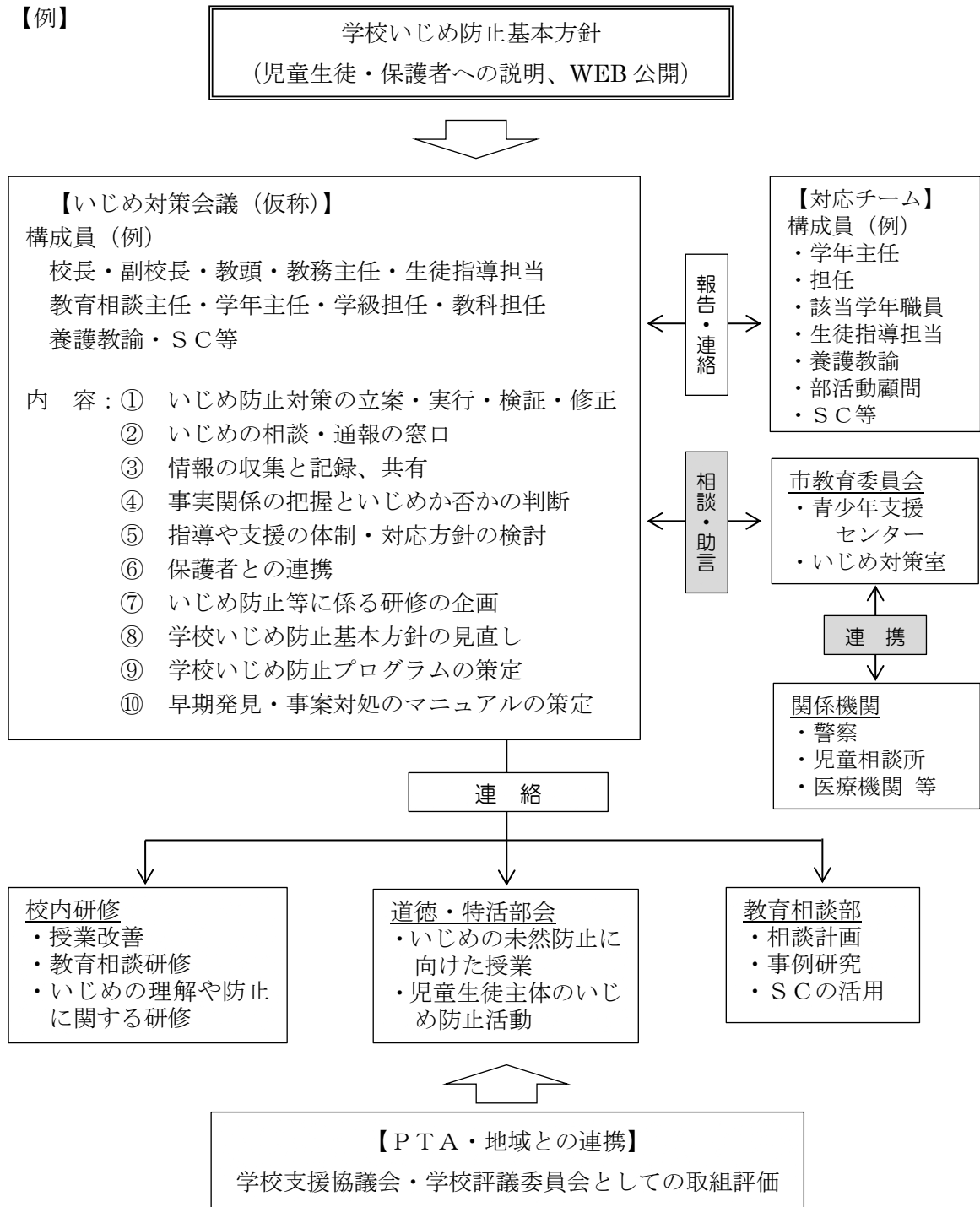
各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ対策会議（仮称）を核として組織的に対応します。

(1) 市教委の組織



(2) 各学校の組織

【例】



○学校においては上記の例のように、全職員が共通理解を図り、組織的にいじめ問題に対応します。

○市教育委員会は各学校と連携して、いじめ問題に対応します。

Ⅱ 前橋市教育委員会の取組

1. 「いじめを防ぐ」、「いじめを起こさない」取組

(1) 教育活動の充実

- ① 豊かな情操と道徳心を培い、望ましい人間関係や互いのよさを認め合う取組の充実を図ります。

【市教委の取組】

- 道徳・特別活動等の指導資料や体験活動例、リーフレット等（道徳の時間充実資料「授業のつくり方」、「まえばし人間関係づくり推進プラン きずな」、「いじめ対策リーフレット」等）を紹介し、周知・活用を図ります。
- 「考え、議論する」道徳の授業づくりについて、指導・助言を行います。

【各学校の取組例】

- *一人一人が活躍できる授業の工夫
- *道徳の時間充実資料「授業のつくり方」等を活用した授業実践
- *特別活動の実践を通じたコミュニケーション能力の育成
- *総合的な学習の時間における集団活動や体験活動の充実
- *帰りの会や学級活動等における、友達の良さに気づく取組や温かな声かけの実践

- ② 児童生徒に集団や社会の一員としての自覚をもたせ、規範意識を高める指導の充実に努めます。

【市教委の取組】

- 各種の会議や学校訪問等において、学校・学級経営の充実や児童生徒の生活規律・学習規律の確立に向けた方策について、提案・助言を行います。
- 計画訪問や要請訪問等において、自己有用感や共感的な人間関係の育成を目指した指導について、提案・助言を行います。

【各学校の取組例】

- *児童生徒の発達の状況に応じて「学習習慣形成のためのヒント集」を活用した、集団生活を送る上でのルールやマナーの必要性と実践についての指導
- *学級における主体的な話し合い活動の充実による児童生徒の相互理解の促進
- *児童生徒の多様な個性や人間関係を見据えた、望ましい集団づくり
- *スクールカウンセラー等を活用したソーシャルスキルトレーニング等による人間関係づくり

③ 児童生徒主体のいじめ防止活動の充実を図ります。

【市教委の取組】

- 各学校の取組をまとめた実践資料を収集・作成し、活用を促進します。
- 中学校区ごとに情報交換の場を設定し、小中の連携を強化します。

【各学校の取組例】

- *児童生徒の主体的ないじめ防止活動の推進
- *「いじめは決して許されないこと」を児童生徒自らに気づかせる児童会・生徒会活動の推進
- *「いじめ防止強化月間（5月・12月）」「前橋市いじめ防止フォーラム（7月）」「人権週間（12月）」等に関連した児童会・生徒会活動

④ 多面的な児童生徒理解を推進することにより生徒指導の充実を図ります。

【市教委の取組】

- 計画訪問や要請訪問等において、多面的な児童生徒理解についての手法やその見取りを深める方法について提案します。

【各学校の取組例】

- *いじめ防止の観点を取り入れた、児童生徒の多面的な見取りや教職員間の緊密な情報共有

(2) 研修や啓発活動の充実

① 教職員の研修と情報交換の場を充実させ、各学校のいじめ防止対策の推進を図ります。

【市教委の取組】

- 生徒指導主事・主任等を対象に、学校間の情報交換やいじめ防止対策について協議する会議を設定し、各学校のいじめ対策の充実を図ります。

【各学校の取組例】

- *各学校間における情報交換・共有の充実
- *学校いじめ防止基本方針の共通理解及びPDCAサイクルによる点検と見直し
- *職員会議・校内研修等を活用した、情報の共有といじめ対策の推進

② いじめ対策に係る研修を実施して、教職員の資質能力や指導技術の向上を図ります。

【市教委の取組】

- 初任者研修や中堅教員等資質向上研修、転入教職員研修、前橋特別研修等における生徒指導研修やケータイ・インターネット問題に係る研修を実施します。
- 計画訪問や要請訪問等において、人権尊重の視点に立った児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図るために、教師用資料の効果的な活用等について助言を行います。
- 全教職員の教育相談初級取得に向けて、教育相談にかかわる研修を実施し、教職員の相談技術の向上を図ります。

【各学校の取組例】

- *指導体制を確認するための取組チェックシートの活用
- *研修で得た知識や技能を活用した生徒指導・教育相談の推進
- *児童生徒の主体的な活動や協力的な活動を支えるコミュニケーション能力の育成
- *いじめ防止の視点に立った豊かな言語環境の整備

③ インターネット上のいじめについて児童生徒への指導を行います。

【市教委の取組】

- 指導主事による児童生徒対象のケータイ・インターネット教室を各学校で実施します。
- 「まえばしネットスクラム」を推進し、ケータイ・インターネットの価値ある利用について啓発します。

【各学校の取組例】

- *ケータイ・インターネット教室の企画及び実施
- *ネットトラブルの防止に向けた指導

④ インターネット上のいじめを防止するために、保護者や地域への啓発活動を行います。

【市教委の取組】

- 指導主事による保護者や地域対象のケータイ・インターネット教室を実施します。
- 「いじめ防止に向けて、保護者や地域でできること」、「インターネット上のいじめ」等の講座や研修を行います。
- ケータイ・インターネット問題リーフレットを作成し、周知・活用を図ります。

【各学校の取組例】

- *ケータイ・インターネット教室やいじめ防止に係る講座、研修等の場の設定
- *保護者会や懇談会、新入生保護者説明会等における啓発活動の実施

⑤ 地域と連携し、人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。

【市教委の取組】

- 「いきいき前橋っ子はぐくみプラン」の取組の充実に努めます。
- 子供の主体性を育てる体験活動を充実させます。

【各学校の取組例】

- *校区内の健全育成にかかわる行事等への児童生徒の積極的な参加の呼びかけ
- *児童生徒が地域住民とともに行うボランティア活動等の充実
- *障害者や高齢者、幼児等とふれあう機会の設置

⑥ 保護者と連携し、配慮が必要な児童生徒について、日常かつ組織的な支援に努めます。

【市教委の取組】

- 研修等を通して、教職員にいじめが生まれる背景と指導上の注意事項を理解させる機会をつくります。
- 学校として特に配慮が必要な児童生徒（障害のある児童生徒、外国籍の児童生徒等）について、総合教育プラザ特別支援教育室及び関係機関と連携し、特性を踏まえた適切な支援を行います。

【各学校の取組例】

- *発達障害を含む、障害のある児童生徒への個別の教育支援計画や教育指導計画を活用した適切な指導と、個に応じた支援
- *外国籍児童生徒を取り巻く言語や文化等、生育環境の差に対する教職員・児童生徒・保護者等への理解の促進
- *性同一性障害や性的指向・性自認に対する教職員の正しい理解と、当該児童生徒及び家庭のニーズに沿った支援

2. 「いじめに気づく」、「いじめを見逃さない」取組

(1) 早期発見

- ① 各学校からのいじめに関する月例報告等を活用し、いじめの早期発見とともに、関係する児童生徒や保護者の思いを大切にしながら解決に向かいます。

【市教委の取組】

○各学校の月例報告の結果を分析して、解決に向けた効果的な方策を提案します。

【各学校の取組例】

- *いじめチェックシートやいじめアンケートの活用
- *個人ノートや生活ノートの活用
- *アンケート結果や日常の観察を通じた、児童生徒の人間関係や悩みの把握
- *いじめの早期発見に向けた教職員間の緊密な情報交換
- *けんかやふざけあいに対する、被害性に着目した職員同士の共通理解
- *給食、清掃、休み時間、部活動等における、全校職員による児童生徒の様子把握

- ② ネットパトロールを活用し、いじめの早期発見とともに、再発の防止に努めます。

【市教委の取組】

- 専門機関の協力を得てネットパトロールを実施します。
- 指導主事が県警サイバー犯罪捜査室等と連携して、必要な調査を行います。
- 調査結果をもとに、課題と対応策について学校に助言を行います。
- ケータイ・インターネット教室において、ネット上のいじめが重大な人権侵害であることの理解を促進します。

【各学校の取組例】

- *関係した児童生徒に対する調査及び指導
- *ネット上のいじめに対する全校生徒への注意喚起

- ③ いじめの早期発見に向けて各学校の生徒指導・教育相談体制の充実を図ります。

【市教委の取組】

○生徒指導や教育相談にかかわる研修や情報提供を行い、いじめの早期発見に向けた、各学校の生徒指導・教育相談体制の充実を支援します。

【各学校の取組例】

- *いじめの早期発見の観点を取り入れた、生徒指導・教育相談体制部会の実施
- *いじめ対策組織への迅速な報告と連携

3. 「いじめを解決する」、「再びいじめを起こさない」取組

(1) いじめが疑われる事態が発生したときの対応

学校からの報告や相談を受け、事態の解決に向け協議を行うとともに、必要に応じて以下の対応により実態の把握に努めます。

- ① スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣して、把握した実態をいじめ等の解決に活かします。

【市教委の取組】

- 必要に応じてスクールソーシャルワーカーが、関係児童生徒の見取りを行います。
- スクールソーシャルワーカーが見取った結果をもとに、解決に向けて必要な支援を行います。

【各学校の取組例】

*分析結果に基づいた関係児童生徒の指導と保護者への助言

- ② ネットトラブルへの波及が懸念される場合「携帯電話やインターネットに関する生活実態調査」等を活用し、ネットトラブルの解決や防止に努めます。

【市教委の取組】

- 携帯電話やインターネットの利用状況について調査・分析を行います。
- 各学校に調査・分析結果を示し、ネットトラブルの防止策を提案します。

【各学校の取組例】

- *児童生徒及び保護者対象のアンケート調査の実施
- *ネットトラブルの防止に向けた指導

(2) いじめと判断したときの対応

- ① 学校だけでは解決困難ないじめが発生した場合、学校とともに解決に向けて取り組み、再発の防止に努めます。

【市教委の取組】

- 教育委員会内に対策会議を設置し、情報の収集と対策の検討を行うとともに、指導主事を各学校に派遣し、学校とともにいじめの解決に向けて取り組みます。

【各学校の取組例】

*いじめ対策会議（仮称）を中心とした組織的な対応（調査・指導・保護者との連携）

- ② 必要に応じて各学校のスクールカウンセラーや県教育委員会等と連携して、関係者の心のケアに努めます。

【市教委の取組】

○スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、スクールカウンセラーとともにカウンセリングを実施します。

【各学校の取組例】

- * スクールカウンセラーや教育相談主任等を中心とした、関係児童生徒及び保護者のカウンセリング等による心のケアの実施
- * 被害児童生徒の心の痛みに寄り添った、全職員による少なくとも3ヶ月間の日常のかつ注意深い観察

- ③ 関係機関と連携し、いじめ問題の解決に当たるとともに再発の防止に努めます。

【市教委の取組】

- 警察や児童相談所、子育て支援課等の関係機関との連携を図り、問題の解決に向けて取り組みます。
- 必要に応じて、警察のスクールサポーターや児童相談所の職員とともに対応します。
- 必要に応じて、警察や児童相談所・子育て支援課等の関係機関と連携し、個別サポートチーム会議を開催します。

【各学校の取組例】

- * 関係機関と連携したいじめ問題への対応
- * 個別サポートチーム会議の実施

(3) その他

- ① いじめ相談ダイヤルを活用していじめ問題の解決に当たります。

【市教委の取組】

○児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対し、指導主事やスクールソーシャルワーカーが直接対応します。

【各学校の取組例】

- * 関係児童生徒及び保護者等への事実の把握
- * いじめの原因や背景の調査・確認
- * いじめ対策会議（仮称）を中心とした組織的な対応（調査・指導・保護者との連携）

4. 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、「学校問題対策専門委員会」に諮問し、学校とともに対応します。

【市教委の対応】

- 重大事態の発生後、直ちに担当指導主事等を派遣し、学校を支援します。
 - 市長及び県教育委員会に報告するとともに、前橋市学校問題対策専門委員会（注）に諮問して必要な調査を行うとともに迅速に対応します。
 - 調査によって明らかになった事実関係等の必要な情報については、学校を通じていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、関係者の個人情報に十分配慮して説明します。
 - 市長が必要と判断した場合、市の調査機関が再調査を行います。
- （注）：平成27年4月に条例設置された教育委員会の附属機関。

【各学校の対応】

- ・市教育委員会への報告
- ・市教育委員会と連携した対応
- ・いじめ対策会議（仮称）を中心とした組織的な対応
- ・関係児童生徒及び全職員に対する聞き取り調査の実施
- ・児童生徒へのアンケート調査の実施
- ・関係児童生徒の保護者への連絡・対応
- ・市教育委員会と連携した保護者・地域・報道機関等への対応
- ・関係児童生徒及び保護者の心のケア
- ・他の児童生徒への対応と心のケア

<参考> 「重大事態」について（群馬県いじめ防止基本方針 P8 脚注 36 抜粋）

重大事態とは、法28条の規定に基づき、次の場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
「相当の期間」とは、30日を目安とする。
なお、重大事態の調査に当たっては、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意する。

いじめ未然防止の取組

「学力」・「人間力」・「心」を育む教育
(豊かな人間関係を育むための組織的・計画的な教育の推進)

各学校の目指す児童・生徒像

いじめ防止対策

教育活動の充実

集団活動や
体験活動の充実

コミュニケー
ション能力
の育成

一人一人が
活躍できる
授業の展開

児童生徒主体の
いじめ防止活動

多面的な
児童生徒理解

研修や啓発活動の充実

研修活動

いじめ対策に
ついての
共通理解

ネットトラブル
の防止に向けた
指導の充実

いじめや生徒指導
の諸問題に係る
研修の充実

啓発活動

地域と連携した
ボランティア
活動の充実

インターネット
問題についての
啓発活動の充実

学校全体で進める生徒指導

いじめ問題発生時の対応

